

別表六（二十四）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人が措置法第42条の12の5第1項から第3項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は令和8年改正前の措置法（以下この記載要領において「令和8年旧措置法」といいます。）第42条の12の5第1項から第4項まで（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合（当該事業年度の翌事業年度以後の各事業年度において措置法第42条の12の5第3項又は令和8年旧措置法第42条の12の5第4項の規定の適用を受けようとする場合を含みます。）に記載します。
 - 2 「適用可否3」の欄は、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に「可」と記載します。
 - (1) 措置法第42条の12の5第1項又は令和8年旧措置法第42条の12の5第2項の規定の適用を受ける場合において、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人以下であるとき（当該事業年度終了の時ににおいてこれらの規定の適用を受ける法人及び当該法人との間に当該法人による法第2条第12号の7の5（定義）に規定する支配関係がある他の法人の常時使用する従業員の数の合計数が1万人を超える場合を除くものとし、次に掲げる場合のいずれかに該当する場合に限ります。）。
 - イ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人以上である場合において、措置法令第27条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第2項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）。
 - ロ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円未満である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人未満である場合
 - (2) 措置法第42条の12の5第2項に規定する中小企業者等が同項又は令和8年旧措置法第42条の12の5第3項の規定の適用を受ける場合
 - (3) 令和8年旧措置法第42条の12の5第1項の規定の適用を受ける場合において、次に掲げる場合のいずれかに該当するとき。
 - イ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円以上であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人以上である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人を超える場合において、令和8年改正前の措置法施行令（3において「令和8年旧措置法施行令」といいます。）第27条の12の5第1項（給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に規定する事項を公表しているとき（同条第2項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限ります。）
 - ロ 「期末現在の資本金の額又は出資金の額1」の金額が10億円未満であり、かつ、「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が2,000人以下である場合又は「期末現在の常時使用する従業員の数2」の数が1,000人未満である場合
- 3 「教育訓練費の額15」の欄は、令和8年旧措置法第42条の12の5第1項から第3項までの規定の適用を受ける場合に令和8年旧措置法施行令第27条の12の5第12項に規定する教育訓練費の額を記載します。
 - 4 「(14)≥4%の場合23」の欄は、「継続雇用者給与等支給増加割合14」の割合（以下4及び8において「継続雇用者給与等支給増加割合」といいます。）が100分の4以上であり、かつ、100分の5未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の5以上であり、かつ、100

分の7未満である場合には「0.1」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の7以上である場合には「0.15」と記載します。

5 「プラチナくるみん又はプラチナえるぼしを取得している場合 25」の欄は、当該事業年度終了の時に、令和8年旧措置法第42条の12の5第1項第3号イ又はロに掲げる者のいずれかに該当する場合には記載します。

6 「プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 29」及び「プラチナくるみん又はえるぼし3段階目以上を取得している場合 36」の各欄は、措置法第42条の12の5第1項第2号イから

ハまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載します。

7 「くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 33」及び「くるみん又はえるぼし2段階目以上を取得している場合 39」の各欄は、措置法第42条の12の5第2項第2号イからニまでに掲げる要件のいずれかを満たす場合に記載します。

8 「(14) $\geq 5\%$ の場合 35」の欄は、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の5以上であり、かつ、100分の6未満である場合には「0.05」と記載し、継続雇用者給与等支給増加割合が100分の6以上である場合には「0.15」と記載します。